

写

平成25年9月18日

美幌町長 土谷 耕治 様

美幌町自治推進委員会
会 長 菅 野 隆 秋

提言書の提出について

美幌町自治基本条例が平成23年4月1日に施行され、2年5ヵ月が経過しました。この間、条例に規定された住民投票などの制度設計及び条例制定の趣旨に基づく新たな取り組みに対しては一定の評価をしているところではありますが、これらの取り組みに対する課題も見受けられます。

自治基本条例の目的は町民主体の自治を実現することであり、そのために必要な基本的事項及び制度を定め、本町の最高規範としての位置付けをしていることから、条文を十分理解した上でそれぞれの取り組みを進めていく必要があります。

我々自治推進委員会は、2年間の審議における総括として、各委員の意見を集約し、この条例の目的を達成すべくまちづくりが進められることを切に願い、美幌町自治基本条例第49条第3項の規定に基づき、次のとおり提言書を提出します。

[美幌町自治推進委員会委員]

会 長	菅野	隆秋
副会長	早田	真二
委 員	稲垣	淳一
委 員	井上	裕子
委 員	大野	江二
委 員	清野	俊介
委 員	西島	美智子
委 員	平田	美木男
委 員	宮田	博行
委 員	元木	まゆみ

提言書

1 情報共有（第2章）

情報共有は基本原則の一つであり「情報なくして参加なし」である。情報共有は町民参加を担保する重要な役割を担い、自治体経営の信頼を確保するもので情報共有と町民参加は車の両輪である。したがって、町民参加を促進する意味においても、次の事項を考慮し、積極的な情報の提供を進め、町民との情報共有を図っていただきたい。

- (1) 情報の提供は、文字だけでは堅苦しく難しい印象を受けるため、イラストや写真などを活用して多くの町民に目を通してもらえる工夫が必要である。
- (2) 広報やホームページなど、情報発信はしているが、自ら見に行く人以外には、なかなか伝わりにくいため、町民に広く伝えるためにインターネットや紙媒体以外の何かしらの工夫が必要である。
- (3) 出前講座の実施時には、何のための出前講座なのか、自治基本条例上の位置付けを講座の前段に参加者にしっかり伝えることが必要である。

2 町民参加（第3章）

町民参加の制度も基本原則の一つであり、町民の権利の具体化でもある。

町民参加は、自治基本条例制定の最大の目的でもある町民主体の自治を実現するために最も重要な規定であるため、当該規定の趣旨を十分理解するとともに次の事項を考慮し、町民参加の促進を図っていただきたい。

- (1) 町民参加は、人任せではなく町民自らが考え行動に移すような町民の意識改革が必要と考えるが、成人になってからの意識改革はなかなか難しいため、学校に出向き説明するなど、小学生の時期から反復した意識付けが必要であると考えられる。(子ども向け出前講座プログラムの作成)
- (2) 町民からの意見の聴取については、町民参加の趣旨を十分理解し、適切な時期に効果的な方法により進める必要がある。
- (3) 使用料・手数料などの公共料金の改正についても町民の意見を求めるべきである。
- (4) パブリックコメントについて、意見公募をしていることを知っている人が少ないため町民から提出される意見が極めて少ない状況にある。意見公募をしている旨を町民に広く知ってもらう為に、今まで以上に周知する必要がある。

3 協働・コミュニティ（第6章）

本町においては、今までも様々な分野において協働によるまちづくりが進められてきたが、少子高齢化や社会情勢の変化、また、町民ニーズが多様化、複雑化していく中において地域の課題は増加していくことが考えられる。

これらの状況に対応していくため、より一層、協働によるまちづくりを推進していく必要があるため、次の事項に取り組んでいただきたい。

- (1) 協働を推進する制度の調査・研究を強化し、指針・マニュアルの作成を急ぐべきである。
なお、マニュアルの作成に当たっては、男性と女性更には異世代が共に協働しまちづくりを進めるという視点も必要である。
- (2) コミュニティ組織（団体）が、自治基本条例の内容を理解していない場合が多々あるため、各組織（団体）に理解してもらうよう説明会を開催していく必要がある。
- (3) 町民が協働行動を持続していけるよう行政としてのサポート体制を望む。
（地域住民が地域の問題点を洗い出して整理し、住民で解決できる方法を模索する。それをより具体的に実行できるように、人々が集まることのできる「居場所」を設け、キーパーソンを見つけて先ずは行動に移して行く。それは、小さなことから行い様々なジャンルや垣根を越えて、参加した人々の楽しみも加えていく必要がある。）

4 行政運営（第9章）

地域経営を考えると、行政は縦割りの分断した政策では効果を発揮しない。総合計画と財政運営、行政評価と財政運営、行政評価と総合計画と連携することで効果が上がるものとする。

地域経営の軸である経営理念と地域ビジョンを掲げ、総合計画の基本構想を核として、実施計画による適正な事業執行及びさまざまな改善や改革の取り組みについて、次の事項を考慮し進めていただきたい。

- (1) 個別計画との整合性を図り、体系化された総合計画の策定を望む。
- (2) 総合的なチェック体制での適正な運用は当たり前であるが、今後は、民間企業の自助努力的な手法を徐々に当てはめていくことも必要である。
- (3) 町の財政状況などを広報資料に添付するなど、良い取り組みをしているが、今後もよりわかりやすく公表するために、さらなる努力をしていただきたい。

5 条例の周知

少しずつではあるが町民への周知が進んで来ているものの、町民の中には自治基本条例の存在すら知らない人や、存在は知っていてもその内容についてよく理解していない人が多いため、次の事項に取り組んでいただきたい。

- (1) 各団体や単位自治会への説明会の開催。
- (2) 町民が興味を持っている問題等を切り口とした、ワークショップや説明会などの開催。
- (3) 差し迫った事案が発生した場合には、町民も理解し活用をしていくと考える。より身近なものとするため、文章を平易にし、関心を持ってもらえる事例の提示が必要である。

6 その他

(1) 職員研修

- ・ 町民にまちづくりの方向性を示せるような研修が必要である。
- ・ 美幌町になぜ自治基本条例が必要なのか。職員の意識向上、研修の強化が必要である。

(2) 条文解釈・運用

ふるさと祭り出店者は美幌町在住者以外は不可となっている。しかし、自治基本条例の定義では、町民は「町内で働く人」と有るため、整合性が図れるような取り組みが大事である。既に条例施行後2年を経過しているため、他にもこのようなものがあるのであれば早急に整合性を図る必要がある。

(3) 条例推進への取り組み

全体の流れとしては、良く練ってまとめてあり、我々委員会のメンバーにも理解し易く明記され、とても良いと思う。

町民への理解度を上げるには、我々委員が常日頃からこの問題を念頭に日々活動することが肝要と思うが、町民の関心事が起こらなければ理解度は上がらないと感じている。身近な問題などを具体的に提起していくことが必要と考える。